

○神戸市ふれあいのまちづくり条例施行規則

平成 2 年 3 月 31 日

規則第 94 号

改正 平成 17 年 3 月 31 日 規則第 75 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神戸市ふれあいのまちづくり条例（平成 2 年 3 月条例第 40 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請に係る書類)

第 2 条 条例第 7 条第 2 項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 指定申請書（団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先並びに条例第 7 条第 1 項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）の指定を受けたい旨を記載した書面をいう。）
- (2) 事業計画書
- (3) 神戸市立地域福祉センター（以下「センター」という。）の管理に関する業務の収支予算書
- (4) 定款又は寄附行為及び法人登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(休館日)

第 3 条 センターの休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日
- (3) 年末年始（12 月 28 日から翌年 1 月 5 日まで）
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理運営上必要があると認める日

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項各号（第 4 号を除く。）に掲げる日に開館することができる。

(開館時間)

第 4 条 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 指定管理者は、センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の開館時間を変更することができる。

(施行細目の委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

(指定管理者不在等期間におけるセンターの管理に関する業務)

2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第3条第1項第4号及び第2項並びに第4条第2項の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。

3 指定管理者不在等期間におけるセンターの使用については、神戸市ふれあいのまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（平成17年3月規則第75号）による改正前の神戸市ふれあいのまちづくり条例施行規則第4条及び別記様式の規定の例による。

附 則（平成17年3月31日規則第75号）

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に指定管理者の指定等のための関係条例の整備に関する条例（平成16年7月条例第13号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第24条の規定による改正前の神戸市ふれあいのまちづくり条例（平成2年3月条例第40号）第8条の規定により管理を委託している神戸市立地域福祉センターについては、この規則による改正前の神戸市ふれあいのまちづくり条例施行規則の規定は、神戸市ふれあいのまちづくり条例第7条第3項の規定による指定の日までの間、なおその効力を有する。